

デザイン産学連携プログラムについて

1 趣旨

デザイン産学連携プログラムは、市内中小企業（以下、「企業」という。）の皆さまに、事業活動におけるデザインの重要性について理解を深め、課題解決や技術力の高度化に役立てていただくため、産業デザイン支援の一環として、教育機関の協力を得て、横浜市工業技術支援センター（以下、「センター」という。）が実施する産学連携事業です。

2 目的

企業が提示した課題について、教育機関の学生がカリキュラムやコンペ等の形式で取り組み、成果を企業に提示します。この成果を広く周知することで、多くの企業にデザインの重要性を広め、デザインの力を活用した商品開発や販売促進等につなげることを目的とします。

3 実施主体

- (1) 自社の技術・製品・商品等の新たな展開を考えている企業や産業団体
 - (2) 学生への教育・授業の一環として、企業等との連携を希望する教育機関
- センターは、上記の実施主体に対し、マッチングやアドバイス、ディレクション等のサポートを行います。

4 メリット及び注意点

下記のメリットと注意点をご理解の上、ご参加ください。

(1) メリット

企業：学生のアイデアを生かしながら、デザイン活用を体験することで、その手法やノウハウを学ぶことができます。また、学生に自社を知ってもらう機会になることから、将来的な人材確保につながる可能性があります。

教育機関：実際のビジネスや事業活動に関わることで、社会人やプロになっても生かせるような経験や知識を得ることができ、将来、就職を検討する際にも役立てることができ、また、脱炭素や環境、SDGs など、企業の社会貢献の取組を知ることができます。

(2) 注意点

企業：学生による取組であるため、商品化に至らない等の事業に活用できない場合があります。また、教育機関のカリキュラム等、授業の一環として取り組むため、一定の期間が必要となります。

教育機関：企業の判断により、商品化に至らない等提案が採用されないことがあります。

5 経費負担

本プログラムにかかる必要な経費については、企業と教育機関の双方により負担することを原則とします。負担額については、個々の事情を勘案した上で、協議により定めるものとします。

ただし、次の経費は企業による負担とします。

- (1) 学生が提案した企画案の試作に係る経費
- (2) 学生の提案への表彰に係る経費

6 成果物に係る権利関係

成果物に係る知財等の権利関係については、個々の事情を勘案した上で、協議により定めるものとします。

なお、これまでの取組を踏まえ、基本的には次のような取扱いを想定しています。

(1) 企業

- ・ 本プログラムでは、企業は学生の取組や成果物に対して表彰を行います。この表彰により企業は知財権の譲渡を受けたものとし、商品化等の事業に活用できます。
- ・ 成果物を基に別の商品として商品化するなど、手を加えて事業で活用する場合は、教育機関と改めて協議します。
- ・ 成果物に対し、商品化のために修正等を施した場合は、教育機関に報告します。
- ・ 商品化した場合は、教育機関との連携により開発されたものであることを表記するかについて、教育機関と協議して決定します。

(2) 教育機関

- ・ 成果物は企業が商品化等の事業に活用します。
- ・ 企業が商品化等の事業に活用するため、成果物に手が加えられる可能性があります。
- ・ 企業が行う表彰により、企業に成果物に係る知財権が譲渡されます。

7 実施スケジュール（参考例）

実施スケジュールについては、企業と教育機関が協議して決めることとなりますが、下記のとおり、参考例を示します。

なお、双方の事情により、短期で取り組む場合もあります。

(1) ミーティング（前年度の3月頃）

企業と教育機関により、実施方法等の詳細について打合せを行います。

(2) オリエンテーション（4月頃）

教育機関は、企業が学生に対してテーマの目的や注意点等を説明する機会を提供します。

(3) プログラムの推進（4月頃～）

教育機関は、教育活動（授業やゼミ、サークル活動等）の中で取り組みますが、適宜、企業からの情報提供（工場見学等）など、コミュニケーションがとれる場を設定して実施します。

(4) チェック（7月～9月頃）

教育機関は、提案がテーマの目的等に合っているか、企業がチェックできる機会を複数回提供します。

(5) プログラムごとのプレゼンテーション及び表彰式（10月～11月頃）

教育機関は、学生が取り組んだ成果を企業にプレゼンテーションする機会を提供します。また、企業はこれに対して表彰を行います。

(6) 成果発表会（最終プレゼンテーション）（12月頃）

各プログラムに参加した全ての企業と教育機関が集まり、学生が成果をプレゼンテーションし、企業が改めて学生の取組を表彰します。

(7) テクニカルショウヨコハマでの展示（2月頃）

成果物や取組について、毎年2月に開催される展示会「テクニカルショウヨコハマ」において、出展するセンターのブースで展示し、成果を周知します。

8 取組状況等の公表

センターでは、本事業の取組状況等の情報をウェブページ等に掲載することにより、市民に公表してまいりますので、情報提供等のご協力をお願いいたします。